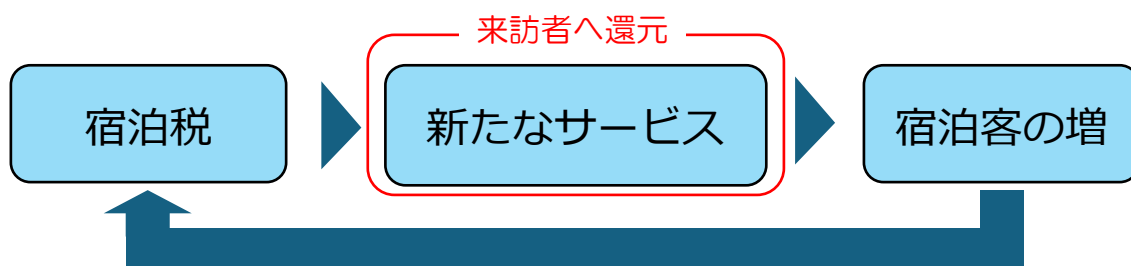


## 宿泊税導入検討資料

### 1 目的

人口減少が進んでいく中、観光を主要産業としている当町において、地域経済を維持していくためには、観光による地域消費額の拡大が必要不可欠であり、国内における競争力を高め、世界に通用する観光地として発展していくことを目指し、多様な関係者が連携し、地域の魅力を高め、戦略的な観光地経営を行っていくための財源確保が必要である。

宿泊税を導入し、効果的な観光関連施策に活用することで、宿泊客の増加、宿泊税の増収から新たなサービス提供に繋げる好循環を生み出すことを目指す。



### 2 経過

#### (1) 検討委員会

- ・名称 那須町宿泊税導入検討委員会
- ・構成 地域団体（観光・商工・農業）代表者9名、有識者3名、町3名

#### (2) 導入検討の経緯

日時	区分	主な内容
R5. 12. 25	宿泊税勉強会	講師：観光カリスマ 山田桂一郎氏
R6. 1. 16	観光協会理事会	宿泊税導入の方針決定
R6. 2. 13	事業者説明会	宿泊税について（導入自治体・制度等） 宿泊税の導入に向けての課題等について
R6. 5. 10	第1回 検討委員会	宿泊税導入に向けた課題等について 宿泊税の使途、課税区分
R6. 6. 17	第2回 検討委員会	宿泊税導入に向けた課題等について ありたい姿、宿泊税の制度案
R6. 6. 17 ～R6. 6. 28	宿泊事業者向け アンケート	宿泊税に関するアンケート 意向（賛成・反対）、税率（定率・定額）、使途等
R6. 7. 17	宿泊税講演会	講師：観光カリスマ 山田桂一郎氏
R6. 7. 17	事業者説明会	宿泊税導入について 導入背景と使途案
R6. 7. 17	第3回 検討委員会	宿泊税導入に関する要望等について 要望書案、請願書案

### 3 宿泊税制度（案）

#### (1) 納税義務者等

旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課する。

##### 〔検討内容〕

- ・ キャンプ場、民泊、貸別荘、低廉な宿泊施設などを対象とするか。
- ・ 最終的には「観光税」を検討。公平性を保ちつつ、すべての宿泊者を対象とする。

#### (2) 課税免除

学校（大学を除く）が主催する修学旅行その他の学校行事を課税免除とする。

##### 〔検討内容〕

- ・ 教育旅行を推進しており、その趣旨からも課税免除が妥当である。
- ・ 子ども会、部活動、障がい者等も免除対象とするか要検討。

#### (3) 課税標準

食事その他宿泊に付随する費用を除いた宿泊料金とする。

ただし、明確に区分することができない場合は、割合により減額する。

- ①朝・昼食付きの場合 各 10%減
- ②夕食付きの場合 20%減

##### 〔検討内容〕

- ・ 1日住民税という観点から食事を対象とすべきではない。
- ・ 各施設において宿泊料金を明確に表記していく必要がある。（ホームページなど）
- ・ 内訳を明確に区分できない場合、同料金なのに税額に差があると納得を得られない。

#### (4) 税率

宿泊税の税率は2%とし、上限額を1,000円とする。（1人1泊当たり）

##### 〔検討内容〕

- ・ 一律の定額だと高級な施設と低廉な施設での不公平感がある。
- ・ 海外は定率であり、宿泊者数よりも消費額の増大を目指す観点からも定率が良い。
- ・ 宿泊者の負担感を軽減するために上限額を設定すべき。次回の見直しで再検討。

#### 4 宿泊税により確保した財源の使途（案）※ 徴税コストを除く。

- (1) 観光地の道路整備、交通インフラなどの観光地の環境整備費 2割
- (2) 那須町観光協会（登録DMO）が行う戦略的な観光地経営に対する負担金 8割

##### ■事業分類

No.	事業名	事業内容
1	アクセス向上	交通利便性の確保、交通渋滞・混雑の緩和、安全な歩行環境の確保など（EVバス、MaaS、シェアサイクル等）
2	受入環境整備	オーバーツーリズム未然防止、観光案内運営、ユニバーサルツーリズム普及促進、安全対策多言語対応など
3	観光DX	ロイヤルカスタマー醸成プロセスの構築、キャッシュレス推進など
4	持続可能な観光振興推進	持続可能な観光ガイドライン（GSTC・JSTS-D）に基づく観光振興、国際認証の周知・活用、住民満足度の向上
5	観光人材育成・確保	世界水準の優れた観光人材（ガイド、コンシェルジュ、調理スタッフ等）の育成、観光従事者の処遇改善など
6	国内誘客推進	ホームページ、SNSでの情報発信、ターゲットを絞り込んだプロモーション、各種イベントの企画運営など
7	持続可能な観光基金	災害や感染症対策、復旧支援、安全対策など

##### 〔検討内容〕

- ・ 目的税であり、来訪者への還元、宿泊客の増加に繋がる施策に充てるべき。
- ・ 感染症の蔓延や災害等の際、迅速に対応できるよう基金の造成が必要である。

#### 5 特別徴収義務者への配慮

- (1) 特別徴収義務者交付金 納期内納入額の5.0% ※導入後2年間は2.5%上乘せ

##### 〔検討内容〕

- ・ 先行自治体は2.5%程度。事務負担に加え新たなロイヤリティ獲得へ使用してもらう。
- ・ 宿泊事業者への理解・協力を進めるには報奨的なものは必要である。

【参考：他団体の宿泊税制度】

課税団体	税率		免税点	課税免除	導入時期	見直し期間	事務費
東京都	1万5千円未満	100	10,000	-	H14.10	5年	2.5%（5年0.5%加算） 上限100万円
	1万5千円以上	200					
大阪府	1万5千円未満	100	7,000	-	H29.1	5年	2.0%（完納0.5%加算、5年0.5%加算）
	1万5千円以上2万円未満	200					
	2万円以上	300					
京都市	2万円未満	200	-	修学旅行等	H30.10	5年	2.5%（5年0.5%加算） 上限200万円
	2万円以上5万円未満	500					
	5万円以上	1,000					
金沢市	2万円未満	200	-	-	H31.4	5年	
	2万円以上	500					
俱知安町		2.0%	-	修学旅行等	R1.11	5年	2.0%（完納0.5%加算、5年0.5%加算）
福岡市	2万円未満	150	-	-	R2.4	5年	
	2万円以上	450					
福岡県		200	-	-	R2.4	5年	2.5%（5年0.5%加算、電子申告0.5%）上限200万円
北九州市		150	-	-	R2.4	5年	
長崎市	1万円未満	100	-	修学旅行等	R5.4	3年	2.5% 上限50万円 システム補助1/2
	1万円以上2万円未満	200					
	2万円以上	500					